

- 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年 12 月 24 日 神奈川県条例第 44 号）（令和 3 年 12 月 24 日 神奈川県条例第 95 号）
- 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（令和 2 年 1 月 7 日 生援第 2460 号 生活援護課長通知）（令和 4 年 7 月 1 日 生援第 294 号 生活困窮者対策担当課長通知）

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について
第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 68 条の 5 第 1 項の規定に基づき、無料低額宿泊所（同法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （無料低額宿泊所の範囲） 第 2 条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。 （1） 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。 ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。	第 1 一般的事項 1 無料低額宿泊所の事業範囲 基準条例第 2 条は、無料低額宿泊所の事業の範囲について規定したものであり、同条各号に掲げる事項を満たす場合には、無料低額宿泊所に該当するものとして、社会福祉法第 68 条の 2 の規定による届出が必要となるものであること。 なお、同条ただし書の規定については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）その他の法律により必要な規制が行われている場合や、自治体等から事業の委託や事業費の補助等が行われており、無料低額宿泊所とは事業目的や対象者が異なる事業であることが明らかであるものが該当するものである。 （1） 同条第 1 号アの「生計困難者」の範囲は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者及びこれに準ずる低収入であるために生計が困難である者とし、「生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合」には、路上生活者等に声かけして入居の申込

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。 ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。 (2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。 第2章 基本方針 (基本方針)	みを行わせている場合、生計困難者を対象とした生活相談等を実施して入居のあっせんを行っている場合及び生活保護の申請を行うことを前提として入居者を募集している場合を含むこと。 (2) 同号イ及びウの「被保護者の数の割合」については、直近1年間（事業開始から1年未満の場合は事業開始から直近月まで）の利用実績から判断すること。新規に事業開始する場合にあっては、事業者が入居を想定している対象者により判断することとして差し支えないが、事業開始時には無料低額宿泊所に該当しないこととした場合であっても、事業開始から6か月間の利用実績において、被保護者の数の割合がおおむね50パーセント以上であることが判明した場合には、無料低額宿泊所に該当するものとして判断すること。 (3) 同号ウの「共益費」は、共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用を指すものであり、共益費という名目でも、当該費用が食事や日用品の供与等のサービスに係る費用に充てられている場合には、利用料を受領してサービスを提供しているものとして、無料低額宿泊所に該当するものとして判断すること。 また、居室を提供する事業者と、サービスを提供する事業者が異なる場合であっても、一方の事業者の役員や代表者が他方の事業者の役員等を兼務している場合、それぞれの事業者が親会社と子会社の関係にある場合、事業者間で委託契約等が結ばれている場合等については、各事業者に密接な関係があるものとして判断すること。 (4) 同条第2号は、「居室使用料」について、無料であるか、又は近隣同種の住宅との均衡を失しない範囲として、その具体的な基準は、生活保護の住宅扶助特別基準の金額以下のものを指すものであること。 2 基本方針
---	---

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。 2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	(1) 基準条例第3条は、無料低額宿泊所は、居室等の提供とあわせ、入居者の状況に応じ自立した日常生活を送るための支援を行うこと等、入居者の福祉の増進を図るために必要な支援の方針を総括的に規定したものである。 (2) 無料低額宿泊所については、直ちに単身での居宅生活が困難な者に対し、居宅生活が可能な状況になるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担うものである。 そのため、同条第3項及び第4項の規定に基づき、入居者が一般の居宅等において独立して日常生活を営むことができるか（介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づいて提供されるサービスを利用して独立して日常生活を営むことができる場合も含む。）常に把握するとともに、当該入居者の希望等を勘案し、退居のための必要な援助に努めることとするものであること。 なお、同条第3項の「一時的な居住の場」について、入居を必要とする期間は各入居者の状況によって様々であり、日常生活の支援が必要な者については、「日常生活支援住居施設」の認定を受ける無料低額宿泊所に中長期間入居することも想定されることから、一律に入居期間を限定することとはしていないものであること。 (3) 同条第5項の「地域との結び付きを重視した運営」については、入居者の適切な外出の機会の確保や地域との交流を図ることによる社会との結び付きの確保を図ることを求めるものである。そのため、無料低額宿泊所の開設に当たっては、地域住民に対して説明会等を開催し、事業運営について理解を得るよう努めるものであること。 また、入居者の状況に応じて必要なサービス提供が行われるよう、地域において活用可能な保健医療サービスや福祉サービスを提供する事業者
---	--

第3章 設備及び運営に関する基準 (構造設備等の一般原則) 第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 (設備の専用) 第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。 (職員等の資格要件) 第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（以下「法」という。）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。 3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第20条を除き、以下同じ。）その他	との連携に努めるものであること。 3 構造設備等の一般原則 基準条例第4条は、無料低額宿泊所の構造設備に係る一般原則について定めたものであり、無料低額宿泊所の配置、構造及び設備について、基準条例、建築基準法等の関係法令の規定を遵守するとともに、日照、採光、換気等を入居者に十分配慮されたものとし、また、熱中症予防等の観点から空調設備の整備に努めるなど、入居者の保健衛生及び防災に万全を期すべきことを趣旨とするものである。 4 設備の専用 基準条例第5条は、無料低額宿泊所の設備は、入居者が必要に応じて直ちに使用できる状態にするため、原則として専用としなければならないものであるが、同一敷地内で他の社会福祉事業等を実施している場合等であって、当該無料低額宿泊所の効果的な運営と入居者に対する適切なサービスの提供が確保される場合には、設備の一部について同条ただし書の規定を適用して差し支えないものであること。 5 職員等の資格要件 基準条例第6条第1項は、無料低額宿泊所の施設長（以下「施設長」という。）について、その資格要件を定めたものである。同条第1項の「社会福祉事業等に2年以上従事した者」については、社会福祉事業において業務に従事した者のほか、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業又は老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅において業務に従事した場合を含むものとする。 ただし、社会福祉事業を実施している事業所で業務に従事している場合で
---	---

の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

（運営規程）

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

あっても、主として清掃や調理業務に従事していた期間や、無料低額宿泊所の入居者が当該無料低額宿泊所で補助的業務に従事していた期間は、業務経験としては認められないものであること。

また、無料低額宿泊所の入居者を、当該無料低額宿泊所に入居した状態で施設長とすることは認められないものであること。

同項の「同等以上の能力を有していると認められる者」とは、「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和53年2月20日社庶13号厚生省社会局長、児童家庭局長通知）に基づく施設長資格認定講習会の課程を修了した者であること。なお、原則として施設長に就任する前に当該講習会の課程を修了しておく必要があるが、特別の事情がある場合には、課程の修了が施設長就任後であってもやむを得ないこと。

6 運営規程

基準条例第7条は、無料低額宿泊所の適正な運営及び入居者に対する適切なサービスの提供を確保するために同条第1項第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする運営規程を定めることを義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 職員の職種、員数及び職務の内容については、施設長と施設長以外の職員別に、人数（常勤・非常勤別）及び職務の内容について記載するほか、通常、職員が当該無料低額宿泊所で勤務する時間について規定すること。
- (2) 入居者に提供するサービスの内容については、居室の面積、設備の状況、食事提供の有無並びに提供回数及びその内容、日用品等の提供内容等を、利用料その他の費用の額については、利用料として受領する費目とその金額を規定するものであること。
- (3) 施設の利用に当たっての留意事項については、入居者側が留意すべき事項（入居生活上のルール、設備利用上の留意事項等）を指すものであること。

(非常災害対策) 第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定	(4) 非常災害対策については、基準条例第8条第1項の規定に基づく非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。 7 非常災害対策 (1) 基準条例第8条は、無料低額宿泊所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難及び救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないことを規定したものである。 (2) 同条第1項の「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に規定する消防用設備等や、風水害、地震等の災害に際して必要な設備を指すものであること。 なお、消防法上、整備すべき消防用設備等については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一における防火対象物の用途やその規模等に応じて具体的な規定が設けられている。 一般的には、無料低額宿泊所は、同表（5）項口の「寄宿舍、下宿又は共同住宅」に該当することが想定されるが、不特定多数の人が主として短い期間宿泊し、宿泊者等の入れ替わりが頻繁である場合には、同表（5）項イの「旅館、ホテル及び宿泊所その他これらに類するもの」に該当する場合があるため、必要に応じて消防機関に確認すること。 (3) 基準条例第8条第1項の「非常災害に対する具体的計画」とは、火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を指すものであること。 なお、無料低額宿泊所のうち、消防法施行令第3条の2第1項に規定する消防計画を定めている場合は、当該計画をもって「非常災害に対する具体的計画」とみなして差し支えないこと。 また、無料低額宿泊所は、非常災害に対する責任者を定め、その者に計画の策定等の業務を行わせること。 (4) 基準条例第8条第2項の「避難、救出その他必要な訓練」については、
---	--

期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 (記録の整備) 第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (2) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (3) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	災害発生時において、消火、通報、避難誘導等が適切に実施されるための訓練を指すものであること。 消防法施行令第3条の2第2項に規定する「消火、通報及び避難の訓練」を実施した場合は、当該訓練の実施をもって「避難、救出その他の必要な訓練」を実施したものとみなして差し支えないこと。 なお、同令別表第一(五)項イに該当する無料低額宿泊所においては、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条第10項の規定に基づき、消防法施行令第3条の2第2項に規定する「消火、通報及び避難の訓練」を年2回以上実施する必要があることに留意すること。 8 記録の整備 基準条例第9条の「記録の整備」は、無料低額宿泊所における日々の運営、財産及び入居者に提供するサービスの状況等に関する事実を正確に記録し、常に当該無料低額宿泊所の実情を的確に把握するため、少なくとも次の記録を備えなければならないものであること。 (1) 運営に関する記録 ア 職員の勤務状況、給与等に関するもの イ 施設運営に必要な諸規程 ウ 事業計画及び事業実施状況に関するもの エ 関係機関に対する報告書等の文書 (2) 入居者に関する記録 ア 入居者名簿 イ 入居者台帳(入居者の生活歴及び入退居に関する記録その他必要な事項を記載したもの) ウ サービス提供に関する入居者からの苦情の内容等 (3) 会計処理に関する記録 ア 収支予算及び収支決算に関する書類
--	--

(規模) 第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。 2 無料低額宿泊所の入居定員は、30人以下としなければならない。 (サテライト型住居の設置) 第10条の2 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。	イ 金銭の出納に関するもの ウ 債権債務に関するもの エ 物品の受払に関するもの オ 収入支出に関するもの カ その他会計に関するもの 9 規模 (1) 基準条例第10条第1項は、社会福祉法第2条第4項第4号の規定により、常時保護を受ける者が5人に満たない施設は社会福祉事業には含まれないこととされていることから、無料低額宿泊所の定員は5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものであることを規定したものである。 (2) 基準条例第10条第2項は、効果的に利用者の自立を支援し、さらに、適正な事業運営を確保するため、入居定員は30人以下とすることと規定したものである。 10 サテライト型住居の設置 (1) 基準条例第10条の2は、無料低額宿泊所の入居者が、より一般の住宅に近い環境で、居宅での生活へ移行するための準備及び訓練を行うための「サテライト型住居」の設置について必要な規定を設けるものである。 (2) 同条第1項は、無料低額宿泊所について、入居定員が5人以上10人以下の施設を本体施設として、当該本体施設に付随する施設として入居定員が4人以下のサテライト型住居を設置できることとし、サテライト型住居も無料低額宿泊所の一部分として最低基準の適用を受けるものである。 この場合、本体施設とサテライト型住居をあわせた全体を1つの無料低額宿泊所として取り扱うものであり、施設長は、本体施設とサテライト型住居をあわせて管理運営する者を1名配置するものであること。
--	--

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動することができる範囲に設置する等、入居者へのサービスの提供に支障がないものとしなければならない。 3 本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。 (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下 (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下	(3) サテライト型住居は、より一般の住宅に近い環境で居宅生活の準備や訓練を行うものであることから、入居定員は4人以下に限定している。なお、居宅生活の準備等を行う観点から、食事や日用品の購入については、自炊や買い物の機会の確保をする等、できる限り入居者本人自身が行うよう努めるものであること。 (4) 同項に規定するサテライト型住居の利用期間については、1回の契約期間内に居宅への移行を図ることを前提に、原則1年間としたものである。 入居期間は、入居者の状況に応じた適切な転居先が確保できない等、特別な事情がある場合は、1年間を超えてもやむを得ないものとするが、その場合であっても、速やかに転居先を確保できるよう支援するものとし、契約の再更新を行う等継続して入居することを前提として利用することは認められないこと。 (5) 同条第2項は、サテライト型住居の設置については、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者の状況把握等の無料低額宿泊所としての一体的なサービス提供に支障がないものとすることを規定したものである。 この場合、移動時間については、職員が通常用いる交通手段によるものとするが、公共交通機関を用いる場合には、移動に要する時間により一律に判断するものではなく、交通基盤の整備状況等を踏まえ実情に応じて適切に判断すること。 (6) 同条第3項は、サテライト型住居の設置数について、サテライト型住居は職員が巡回して支援する形態で運営されることを想定していることから、サテライト型住居への移動等に要する時間等を考慮して、設置可能な箇所を4か所までに限定するものである。 また、施設長の要件を満たす者が、施設長以外の職員として配置されている場合については、2人の職員がそれぞれ巡回を行うことを前提として、設置可能な箇所を8か所までとするものである。
---	--

4 前条第2項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。 (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下 (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上40人以下 5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第19条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （設備の基準） 第11条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。 2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。 3 無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。	(7) 同条第4項は、本体施設及びサテライト型住居の入居定員の合計について、それぞれの入居者に対する支援等に支障が生じない範囲として、20人までに限定するものとする。 また、サテライト型住居の設置数と同様、施設長の要件を満たす者が、施設長以外の職員として配置されている場合については、入居定員の合計は40人までとするものである。 (8) 同条第5項は、サテライト型住居において巡回による状況把握が適切に実施され、その状況が確認できるようにする観点から、状況把握の実施状況について記録を整備することを求めるものである。 第2 設備に関する基準 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法の遵守等 基準条例第11条第1項及び第2項は、建物の防火防災対策及び入居者の安全確保の観点から、建築基準法及び消防法の規定の遵守等に係る確認的規定として定めたものである。 (1) 建築基準法において、学校、病院等の用途に供する建築物は「特殊建築物」として、その用途や規模に応じて適用される基準が定められているが、無料低額宿泊所については個別の用途としては明記されていない。一般的に、無料低額宿泊所は、同法に定める寄宿舍又は共同住宅として取り扱われるが、個別の建築物の用途については同法第2条第35号に規定する特定行政庁の判断に従われないこと。 (2) 消防法の規定の適用については、第1の7(2)なお書で記載したとおり、防火対象物の用途やその規模等に応じて設置すべき設備等が異なること。 (3) 基準条例第11条第3項は、建物の規模等により消防法で設置義務がかからない場合であっても、入居者の安全確保を図るため、消火器、自動火災報知設備等の設置等防火対策の充実に努めることを求めるものである。
--	--

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。 (1) 居室 (2) 相談室 (3) 炊事設備 (4) 洗面所 (5) 便所 (6) 浴室 (7) 洗濯室又は洗濯場 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。 (1) 共用室 (2) 食堂 6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居室 ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。 イ 地階に設けてはならないこと。 ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。	2 無料低額宿泊所における設備 基準条例第11条第4項から第6項までについては、無料低額宿泊所に設ける設備に関して規定したものであるが、各設備に係る規定の内容については、以下のとおりである。 (1) 設置が必要な設備 ア 同条第4項に規定する設備は、無料低額宿泊所の運営上及び入居者のサービスの提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉住居施設その他の施設が設置されている場合であつて、当該施設の設備を利用することにより無料低額宿泊所の効果的な運営が図られ、かつ入居者へのサービス提供に支障がない場合には、入居者が日常継続的に使用する設備以外の設備について、その一部を設けないことができるものであること。 イ 同条第5項に規定する設備は、入居者へのサービス提供に支障がない場合は、同じ部屋を複数の入居者の兼用として差し支えないものであること。ただし、入居者のプライバシーに関わる相談に際しては必要に応じて各居室で行う等プライバシーが守られるよう配慮すること。 また、無料低額宿泊所のうち、各居室に専用の炊事設備や便所、浴室等が設けられているワンルーム型の施設においては、共用室及び食堂を設けないこととして差し支えないこと。 (2) 居室について ア 床面積について、居室の床面積に係る基準は壁芯での測定によるものであること。また、居室の天井高については、建築基準法施行令第21条第1項の規定により2.1メートル以上とすることとされているため、当該基準を満たさない場合には、居室の床面積としては算定できないものであること。ただし、ロフトスペースの活用等により居室の一部分について天井高が2.1メートル未満の場合については、居室全体の平均
--	--

ビスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。 2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。 （入居申込者に対する説明、契約等） 第13条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。 2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸	名配置するとともに、施設長以外の職員は入居者の数及び提供するサービスの内容に応じ、そのサービス提供に支障が生じないよう適当な数を配置することを求めたものである。 (2) 施設長については、社会福祉法第68条の6において準用する同法第66条に規定するとおり、「専任」の管理者として配置しなければならないものである。したがって、施設長はその勤務時間においては主として当該無料低額宿泊所における施設長の業務に従事する必要があること。 ただし、施設長としての勤務時間以外の時間において、他の無料低額宿泊所の支援業務や、無料低額宿泊所以外の業務に従事することを妨げるものではないこと。 第4 運営に関する基準 1 入居申込者等に対する説明、契約等 (1) 基準条例第13条第1項は、入居者に対しては、サービスの提供に際して、あらかじめサービスを選択するために必要な重要事項について説明を行い、同意を得た上で、契約を結ばなければならないことを規定したものである。 また、契約については、居室の利用（居室及び共用設備の利用並びに電気、ガス、水道等の設備の利用に付随して利用されるものを含む。）に係る契約と、居室の利用以外の契約（食事、日用品等の提供、基本サービス等）に係る契約をそれぞれ文書により締結すること。 なお、入居に当たっては、提供するサービスについて十分な説明を行い、入居者本人の同意を得た上で契約を締結するものであり、入居者が望まないサービスの利用を強制してはならないものであること。 (2) 同条第2項は、無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、独立して日常生活を営むことができるか等入居の必要性等が検討されないまま、入居期間が長期にわたることを防止する観点から、契約期間を1
---	--

借を除く。)の場合は、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。	年以内に限定するものである。 なお、建物の賃貸借契約については、定期建物賃貸借を除き、契約期間を1年以上とすることとされていることから、居室等の利用に係る契約が賃貸借契約（定期建物賃貸借の場合を除く。）の場合は、契約期間を1年とする必要があるので留意する必要があること。 (3) 同条第3項は、契約期間の満了前には、契約の更新に関して入居者の意向を確認するとともに、関係機関とのカンファレンス等により継続した利用の必要性が認められるか協議することを求めるものである。その際に居宅での生活に移行することが可能と判断された場合等には、関係機関との連携のもと、必要な支援を行うものであること。 (4) 解約については、事業者及び入居者双方の解約条項を契約上定め、契約書に明記しておく必要がある。特に、事業者からの解約について、解約を申し入れることができる事由、解約の申入れから解約までの期間等を定めることとし、解約の事由については入居者に重大な義務違反があった場合等に限定することや、違反行為の是正について必要な催告期間を設ける等入居者の権利の保護に十分に配慮したものとすること。 (5) 入居者からの解約については、退居等が制限されることなく速やかに退居が可能となるよう必要な規定を契約上定め、契約書に明記することを求めるものであること。また、解約に伴う違約金の支払を求める等、解約を制限する規定を設けることは認められないものであること。 (6) 基準条例第13条第7項から第11項までは、重要事項等が記載された文書の交付について電磁的方法により提供する場合の取扱いについて規定したものであるが、電磁的方法による提供は入居者が承諾した場合に限られるものである。その場合、入居者には十分に説明し理解を得ることが求められるものであること。
---	---

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法 8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったとき	
--	--

は、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 (入退居) 第14条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用料の受領) 第15条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。 (1) 食事の提供に要する費用 (2) 居室使用料 (3) 共益費 (4) 光熱水費 (5) 日用品費 (6) 基本サービス費	2 入退居 基準条例第14条は、無料低額宿泊所については、居宅と社会福祉施設との中間的な施設としての役割を担うものとして、心身の状況等により他の社会福祉施設等への転居が必要な場合には転居に向けた支援を行うことを求めるものである。 他の社会福祉施設等への転居を行う場合については、他の福祉サービスの活用等の調整が必要となることが考えられることから、福祉事務所、相談支援機関等の関係機関との連携を図るものであること。 3 利用料 (1) 基準条例第15条は、無料低額宿泊所の適正な運営を確保する観点から、利用料について、あいまいな名目での料金の受領や不当に高額な料金設定を防止するため、受領できる費用の内容及びその基準を規定したものである。 (2) 利用料の金額については、次に掲げるそれぞれの費目に応じて、実費やサービスを提供するために必要となる費用を勘案して設定することとし、例えば、前年度等の一定期間の実績金額等を基に算出した概算額を、平均利用者数で按分する等、実際の事業経費に即して算定するものであること。
---	---

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。 (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。 (2) 居室使用料 ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。 イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。 (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。 (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。	職員の人件費については、調理等の業務、宿泊所の管理に係る業務、入居者の状況把握や軽微な生活上の相談等に係る業務等の業務内容を勘案して、それぞれ食事の提供に要する費用、居室使用料、基本サービス費等の金額設定の根拠として差し支えない。ただし、職員が無料低額宿泊所以外の業務を兼務している場合には、当該兼務している業務に係る勤務時間等を勘案して相当する費用を除いて算定すること。 ア 食事の提供に要する費用 食材料の購入費、調理を行う者の人件費、調理器具の購入及び維持管理費等の費用に相当する金額を基礎として算定するものであること。 なお、食事の提供に要する費用については、事前の申出等により利用者が提供を求めない場合に対応できるよう1食当たりの単価を設定すること。また、弁当等市販品を配布する場合については、購入、配送等の調達に要する費用以上の料金を設定する等、不当に営利を図ることは認められないものであること。 イ 居室使用料 無料低額宿泊所の整備、改修等に要した費用、修繕費や建物の管理に要する人件費等の維持管理費、保険料、当該物件の家賃及び地代等に相当する金額を基礎として算定するものであること。 なお、上記により算定した金額以外に、敷金等入居に当たっての一時金を求めてはならないものであること。 ウ 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額を基礎として算定するものであること。なお、共用部分に要する光熱水費や、共用で使用する日用品に要する日用品費について、共益費として算定するか、光熱水費や日用品費で算定するかは事業者の判断によることとして差し支えない。 エ 光熱水費
--	---

(5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。 (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。 (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。 イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。 （サービス提供の方針） 第16条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいを持って生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。	居室及び共用部分に要する光熱水費の実費に相当する金額を基礎として算定するものであること。 オ 日用品費 入居者が使用する日用品について購入、配送等の調達に要する費用に相当する金額を基礎として算定するものであること。 カ 基本サービス費 入居者の状況把握、軽微な生活上の相談等を行うために配置する職員の人件費及び当該業務に要する事務費等に要する費用に相当する費用を基にして合理的に算定するものであること。 キ 日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 日常生活支援住居施設の認定要件を満たす無料低額宿泊所において、提供される日常生活支援に関するサービスを行うために配置する職員の人件費、当該業務に要する事務費等に相当する費用を基にして合理的に算定した額から、日常生活上の支援に要する委託事務費として福祉事務所から受領する金額を除いて算定するものであること。 (3) 利用料の設定については、必ずしも基準条例第 15 条第 1 項各号に規定する各事項を全て区分する必要はなく、例えば、共益費と光熱水費を同じ費目として設定しても差し支えない。また、各費目の名称について、同項各号に規定する各事項と異なる名称を用いても差し支えない。ただし、その場合もその費用の内容については運営規程上に明記する等、利用者等に説明できるようにしておかなければならないこと。 4 サービス提供の方針 (1) 基準条例第 16 条は、無料低額宿泊所は、入居者の状況把握、生活上の相談等を通じて、入居者の健康の保持及び入居者自身での生活管理に向けた支援及び入居者同士の役割分担の機会の提供等、当該無料低額宿泊所における適切な生活を送る事ができるように支援に努めることとしたもの
---	---

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。 3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。 4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 (食事) 第17条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 (入浴) 第18条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。	である。 (2) 同条第2項は、無料低額宿泊所は複数の入居者が共同で生活する場合であることから、共有スペースの利用等について入居者の意向等も踏まえ一定のルールを設ける等円滑な運営が行われるよう配慮することを求めたものである。 喫煙に関しては、喫煙場所、喫煙可能時間等を設定するとともに、必要な換気を行う等受動喫煙の防止に努めるものであること。 (3) 同条第3項は、無料低額宿泊所は、施設等も含めた個人の居住スペースの確保、入居者との面談時の配慮等、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行うことを求めたものである。 (4) 同条第4項は、入居申込者への説明時や、入居中のサービス提供等を行うに際しては、入居者本人の理解の状況等に応じて、その内容等について入居者の理解が得られるよう懇切丁寧に行うことを求めたものである。 5 食事、入浴 (1) 基準条例第17条は、無料低額宿泊所において提供される食事は、できるだけ変化に富み、入居者の年齢等にも配慮し、栄養的にもバランスを考慮したものであることを求めるものである。 食事の提供は、入居者がその内容を確認できるようあらかじめ作成した献立に応じて提供することを原則とし、利用者から事前の申し出があった場合には、食事の提供を行わない等、入居者の希望等に応じた対応が行われるようにすること。 (2) 基準条例第18条は、適切な時間帯及び入浴時間で1日1回は入浴の機会を提供しなければならないことを求めたものである。 なお、入浴の機会の提供については、入居者の意向等も踏まえた上で、シャワーのみの対応とする日を設けて差し支えないこと。 入浴について、同条ただし書の1日1回の頻度で提供できない「やむを
---	--

第19条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

第20条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

第21条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

得ない事情」とは、入浴に際して介助等の支援が必要な場合であって、職員の勤務体制、介護サービス利用等の状況によって１日１回の入浴が困難な場合等を想定しているものであり、入居者数に応じた入浴設備が整っていないことを理由とすることは認められないものであること。

基準条例第 19 条は無料低額宿泊所における入居者の状況把握について規定したものであるが、利用者の状況把握については、心身の状況に変化等がないか、生活上の問題等を抱えていないか等利用者が安定した生活を送るための支援の観点から行うものとし、その方法は、共用室等での面談、居室への訪問等を想定している。

ただし、状況把握の方法や頻度等については、適切なアセスメントやマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて、訪問以外の方法での状況把握、訪問等を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。

なお、職員の勤務状況により休日となる日については、訪問等による状況把握を行う必要はないが、利用者からの臨時の連絡等には適宜応じることができるよう適切な支援体制を講じること。

基準条例第 20 条から第 22 条までについては、職員等の責務、勤務体制等について規定したものである。このうち、職員の勤務体制の確保に関しては、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を明確にすること。

職員の処遇については、労働基準法等の遵守を求めるものであるが、特に、職員が無料低額宿泊所の施設内に住み込みでの勤務を行う場合等には、勤務実態に応じて断続的労働の許可を得るなど留意が必要なものであること。

(勤務体制の確保等) 第22条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。 2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。 (定員の遵守) 第23条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (衛生管理等) 第24条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (日常生活に係る金銭管理) 第25条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただ	8 定員の遵守 基準条例第 23 条は、災害等の緊急やむを得ない事情がある場合を除き、無料低額宿泊所の定員を超過して入居者を受け入れてはならないものであること。 なお、緊急やむを得ず定員を超過して入居者を受け入れる場合で、1つの居室を複数人で使用するときや、居室の要件を満たさない場所を使用するときは、1人で1居室を使用する居室使用料を受領することは認められないものであること。 9 衛生管理等 基準条例第 24 条は、衛生管理等について規定したものであるが、調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等関係法規に準じて行うこととし、食中毒、感染症及び害虫の発生を防止するための措置等については、必要に応じて保健所の助言、指導等を求めること。 また、無料低額宿泊所の施設内は定期的に行う等清潔を保つものであること。 10 日常生活金銭管理 (1) 基準条例第 25 条は、入居者の日常生活に係る金銭の管理について規定
--	---

し、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第13条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

したものである。入居者の金銭管理については、入居者本人が行うことが原則であるが、金銭の適切な管理に支障がある者について、本人の安定した生活の維持や金銭の自己管理に向けた訓練等のために必要がある場合には、一定の要件を設けた上で、無料低額宿泊所の職員が金銭管理を行うことを妨げないこととしたもの。

職員が金銭管理を行うことについて、金銭の適切な管理に支障がある入居者本人が金銭の管理を希望する場合に限定したものであるため、入居者の状況や金銭管理を希望するか否かによらず入居者全員と金銭管理契約を行うことは認められないものであること。

- (2) 入居者の状況等から、成年後見制度、権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等他の金銭管理に係る制度の活用が可能な場合には、当該制度の活用を図る必要があること。
- (3) 金銭管理の対象については、あくまでも日常生活を営むために月々の生活費として必要な金額に限られるものであり、資産や多額の現金等の管理を行うことは認められないものであること。
- (4) 金銭管理を行う場合には、サービスの利用契約とは別に、金銭等の管理契約を締結する必要があること。契約を行う場合には、同条第9号に定める管理規程の内容について十分に説明を行う必要があること。
- (5) 金銭管理は入居者の意思を尊重して管理することとし、入居者本人の意思に反して、個々の支出を極端に制限し、あるいは購入品を限定してはならないこと。また、入居者本人が金銭等の管理契約の解約を申し入れたときは、解約するとともに管理する金銭等を速やかに返還する必要があること。
- (6) 金銭管理を行う場合には、同条第6号から第8号までに掲げる事項に関して具体的な方法等を定めた管理規程を定めることとし、その内容は、知事に届出を行うものであること。

(揭示及び公表) 第26条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。 (秘密保持等) 第27条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (広告) 第28条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。 (苦情への対応等) 第29条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速	11 揭示及び公表 基準条例第26条は、事業の適正な実施と、入居者等のサービスの選択に資する観点から、運営規程の概要等を無料低額宿泊所の施設内に掲示しておくことを求めるものである。 また、事業実施の透明性を担保する観点から、運営規程及び収支の状況については、公表することとし、公表の方法については、インターネットの利用により行うこととするほか、法人等の主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には請求に応じなければならないこととするものである。 12 秘密の保持 基準条例第27条は、職員及び職員であった者に係る秘密の保持について規定したものである。このうち、職員であった者については、無料低額宿泊所での業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じるよう求めているが、具体的には、職員との雇用契約時等において、当該無料低額宿泊所の職員が職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を取り決め、例えば、違約金についての定めを置く等の措置を講じるべきものであること。 13 広告 基準条例第28条は、広告を行う場合、提供されるサービスの内容、利用料若しくは解約に関する事項、事業者の資力若しくは信用に関する事項又は事業者の実績に関する事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく優良又は有利であると人を誤認させるような表示をしてはならないことを規定したものである。 14 苦情への対応等 (1) 基準条例第29条第1項の「必要な措置」とは、苦情を受け付けるため
---	--

かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 無料低額宿泊所は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。 5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。 (事故発生時の対応) 第30条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに知事、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	の窓口を設置することのほか、苦情の対応の手順等無料低額宿泊所における苦情に対応するために講ずる措置の概要を明確にし、入居者へサービスの内容等を説明する文書に記載するとともに、当該無料低額宿泊所の施設内に掲示する等である。 (2) 同条第2項は、無料低額宿泊所を運営する事業者が、受け付けた苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けるものである。また、無料低額宿泊所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、基準条例第9条第2項の規定に基づき苦情の内容等の記録は、記録を作成した日から5年間保存しなければならない。 15 事故発生時の対応 (1) 基準条例第30条は、無料低額宿泊所の施設内で事故が発生した場合には、知事のほか、家族等がいる場合は家族、事故の当事者が生活保護受給者の場合は福祉事務所に対して、それぞれ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとしたものである。 (2) 同条第2項は、事故の状況や事故に際して採った処置については記録することを義務付けるものである。 なお、基準条例第9条第2項の規定に基づき事故の状況や事故に際して採った処置についての記録は、記録を作成した日から5年間保存しなければならない。 (3) 同条第3項は、無料低額宿泊所において、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償しなければならないことを規定したものである。そのため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいものであること。
---	--

(サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用) 第31条 第11条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (居室に関する経過措置) 2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第69条第1項の規定による届出がされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について第11条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から3年間は、適用しない。 3 この条例の施行の際現に旧法第69条第1項の規定による届出がされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成27年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第11条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。 (1) 一の居室の床面積(収納設備を除く。)が、3.3平方メートル以上であること。 (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第11条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を	16 サテライト型住居に係る設備基準等の適用 基準条例第31条は、無料低額宿泊所に設ける設備について、サテライト型住居ごとに設けなければならない旨を規定したものである。 第5 居室に関する経過措置 (1) 基準条例附則第2項は、基準条例の施行(令和2年4月1日。以下同じ。)の際現に改正法第5条の規定による改正前の社会福祉法(以下「旧法」という。)第69条第1項の規定による届出がされている無料低額宿泊所の建物において、1つの居室の定員が2人以上の居室又は間仕切壁が天井まで達していない居室については、既入居者の転居等に要する期間等を勘案し、基準条例の施行の日(以下「施行日」という。)から3年以内に解消を図るものである。 (2) 基準条例附則第3項、第4項は、基準条例の施行の際現に旧法第69条第1項の規定による届出がされている無料低額宿泊所の建物において、床面積が基準条例第11条第6項第1号ウに規定する基準を満たさない居室について、当該基準に適合させるために大規模な改修工事等が必要になる場合もあることから、一律に経過措置の年限等を区切ることはせず、個々の無料低額宿泊所の状況に応じて段階的かつ計画的に当該基準を満たすよう改善計画の策定を求めるものである。 経過措置の対象となる施設は、平成27年6月末日時点において宿泊所として利用されていた施設とし、同日時点で無料低額宿泊所として届出がされていたもののほか、無料低額宿泊事業に相当する事業を実施していたと知事が認める場合に限り、届出を行っていなかった施設についても経過
---	---

得ること。 (3) 入居者の寝具及び身の回り品を入居者ごとに収納することができる収納設備を設けること。 (4) 第11条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。 (5) 居室の床面積の改善についての計画を、知事と協議の上、施行日から3月以内に作成すること。 (6) 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第11条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。 4 前項の建物については、同項第6号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。 (入居定員に関する経過措置) 5 この条例の施行の際現に旧法第69条第1項の規定による届出がされている無料低額宿泊所であって、当該届出において入居定員が31人以上として届出がされているものについては、第10条第2項の規定は適用しない。ただし、施行日以後に定員を変更する場合は、この限りでない。 (検討) 6 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 附 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	措置の対象となり得るものとする。 床面積の改善計画については、当該計画の内容やその履行について知事と協議するものとし、特に、軽微な改修等に対応が可能な場合については、その状況に応じて年限を区切るなど適切な対応を行うこと。 なお、正当な理由なく改善計画に基づいた改善措置がされない場合には、社会福祉法第71条の規定に基づく事業の改善命令等の対象になり得るものであること。 第6 入居定員に関する経過措置 基準条例附則第5項は、基準条例の施行の際現に旧法第69条第1項の規定による届出がされている無料低額宿泊所において、その届出で入居定員が31人以上として届出がされているものについては、既入居者の転居等に要する期間等を勘案し、基準条例第10条第2項の規定は適用しないとしたものである。ただし、施行日以後に定員を変更する場合は、この限りでないものであること。
--	--